

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

令和5(2023)年10月12日
栃木県人事委員会委員長 井澤 晃太郎

本日、人事委員会は、県議会及び県知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

給与関係については、職員給与と民間給与を比較した結果、月例給、特別給（ボーナス）のいずれについても職員が民間を下回っていることが明らかになりました。そのため、月例給については、人事院勧告に準じて、給料月額の上上げ改定を行うとともに、特別給についても、支給月数を0.10月分引き上げ、期末手当と勤勉手当に均等に配分することとしました。

その他、国家公務員について、人事院は、行政を担う公務組織の各層において有為な人材を誘致し、育成するため、給与制度のアップデートに取り組み、令和6(2024)年に向け措置を検討するとともに、その後も給与水準・給与カーブの在り方等について、引き続き分析・研究・検討する旨を表明したところであり、本県の給与制度は国に準じているため、今後の国における見直しの状況や他の都道府県の動向にも留意しながら、今後の給与制度の在り方について検討していくこととしました。

公務運営関係については、採用試験の受験者数の減少傾向に歯止めがかからない中、多様で有為な人材から「選ばれる栃木県庁」となるためには、受験者の確保対策に加え、人材の確保・活用、勤務環境の整備等、各種取組を総合的に進めていくことが必要であるとの問題意識のもと、「人材の確保及び育成・活用」、「柔軟で働きやすい環境の整備」、「定年の引上げ」及び「公務員倫理の徹底」について報告しました。

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置であり、職員の給与を社会一般の情勢に応じた適正なものとする機能を有しております。また、職員の給与を人事委員会勧告により適切に決定することは、職務に精励している職員の努力や成果に的確に報いるとともに、組織活力の向上、労使関係の安定などを通じて、行政の効率的、安定的な運営に資するものであります。

県議会及び県知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割を御理解いただき、勧告どおり実施されるよう要請いたします。

職員においては、全体の奉仕者としての自覚と高い倫理観を持って、県民の信頼と期待に応えられるよう、公正で効率的な職務の遂行に努めていただきたいと思います。

県民各位におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の意義と、職員が行政の各分野においてそれぞれの職務を通じ県民生活の安定・向上に寄与していることについて、十分な御理解をいただきたいと思います。